

活 動 発 表

令和4年度・令和5年度調査研究報告書

福島県における

女性が抱える課題に対する意識調査

福島県国際女性教育振興会 副会長 引地 知子

はじめに

福島県国際女性教育振興会とは

1988年設立。現在の会員数49名（一般社団法人）国際婦人教育振興会の福島県支部として設立。2021年3月一般社団法人解散に伴いに独立し、「福島県国際女性教育振興会」として活動を行っている。

会の目的

福島県におけるジェンダー平等の推進、女性教育の振興、調査研究事業及び国際理解を深める諸事業を行い、人権尊重とジェンダー平等の視点に立ち、男女共同参画社会を推進するために、地域・国内・国際社会へ積極的に参画することを目的とする。

事業内容

ジェンダー平等社会形成のための研修会・講演会の開催、調査研究、啓発用会報の発行など

1. 調査の趣旨

<社会状況>

2021年6月 コロナ禍で「生理の貧困」問題がクローズアップされる。

2022年5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定

2024年4月 法律の施行に向け、福島県が基本計画策定

<調査研究の趣旨>

の 当会では、福島県男女共生センターの「生理の貧困に苦しんでいる女性たちのための生理用品の無料配布のための寄付」の趣旨に賛同し支援活動を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け女性の貧困が顕在化していることから「女性の貧困とは」「貧困を作り出す社会構造」をテーマに研修を実施。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定等を契機に、本県の女性の暮らしに焦点を当て県内の女性1,000名を対象に「福島県における女性が抱える課題に対する意識調査」を実施する。

2. 調査期間

令和4年11月～令和5年2月

3. 調査方法

多様化し複雑化している女性の抱える課題のうち、次の内容を中心に、
会員が直接面談手渡し、郵送で調査実施

- ・家庭の暮らし方
- ・家計の収支状況
- ・働き方
- ・暮らしの課題

対象者（配布先） 女性のみ

- ・会員の友人・知人
- ・子ども食堂を利用している女性
- ・UAゼンセン労働組合加入労働者
- ・学生
- ・農業従事者
- ・デイサービス等利用者など

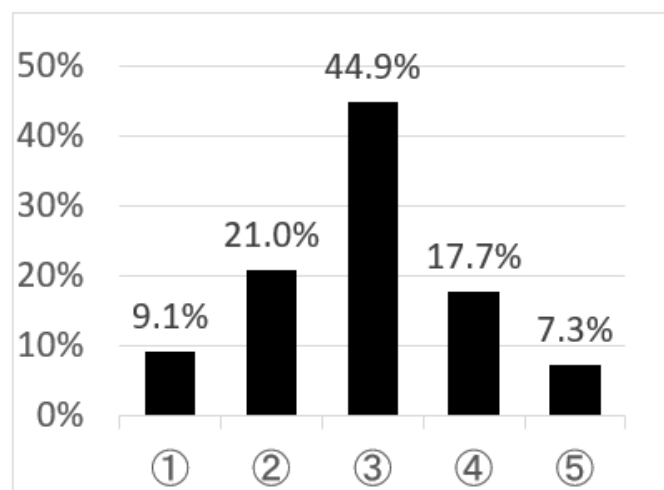
4. 調査結果

【家庭の暮らしについて】 資料P.6

【家庭の暮らしについて】

8. 家庭の暮らしはどうか。

| | |
|------------|-----|
| ① ゆとりがある | 90 |
| ② ややゆとりがある | 207 |
| ③ どちらでもない | 444 |
| ④ やや苦しい | 175 |
| ⑤ 苦しい | 72 |
| 未回答 | 12 |



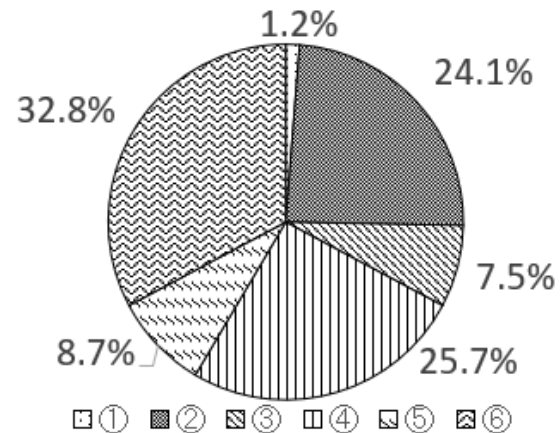
○やや苦しい、苦しい 247名 (25.0%)

<④やや苦しい、⑤苦しい>

「6. 働き方について」 資料P.10

6. 働き方について

| | |
|-------------------------|----|
| ① 会社役員 | 3 |
| ② 正社員 | 58 |
| ③ 嘱託・契約・派遣 | 18 |
| ④ パート・アルバイト・日雇い・非常勤 | 62 |
| ⑤ 自営業(家族従業者、内職、フリーランス他) | 21 |
| ⑥ 働いていない | 79 |
| 未回答 | 6 |



○非正規雇用労働者180名（74.7%） ③④⑤⑥

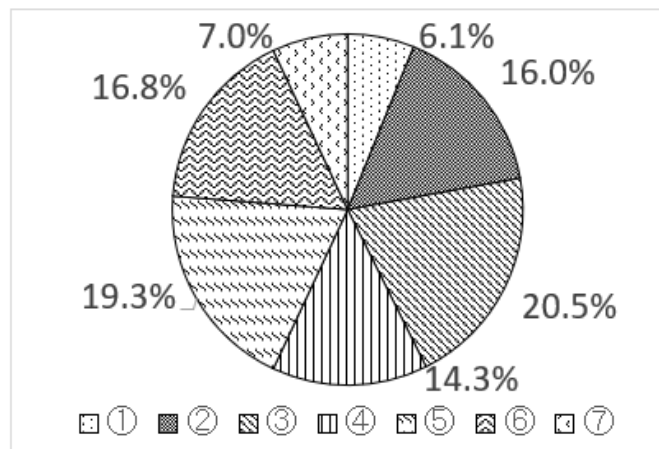
<④やや苦しい、⑤苦しい>

「2. 年代について」

資料P.9

2. 年代について

| | |
|-----------|----|
| ① 10代~20代 | 15 |
| ② 30代 | 39 |
| ③ 40代 | 50 |
| ④ 50代 | 35 |
| ⑤ 60代 | 47 |
| ⑥ 70代 | 41 |
| ⑦ 80代以上 | 17 |
| 未回答 | 3 |



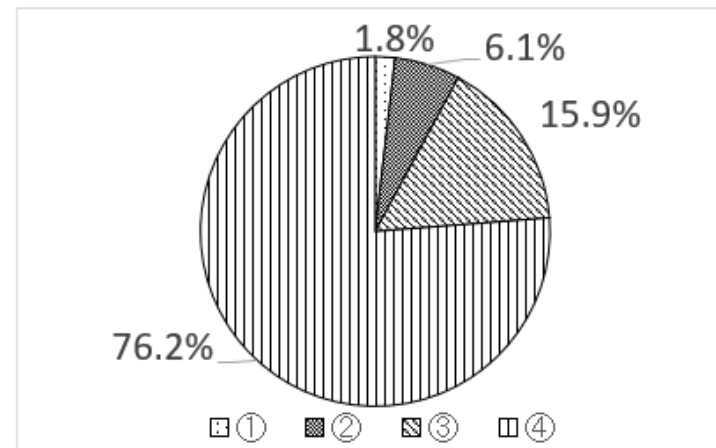
○60・70・80代 105名（43.0%）高齢者世代の割合が高い。

「10. 家庭が必要とする食料を買えないことがあるか」

資料P.7

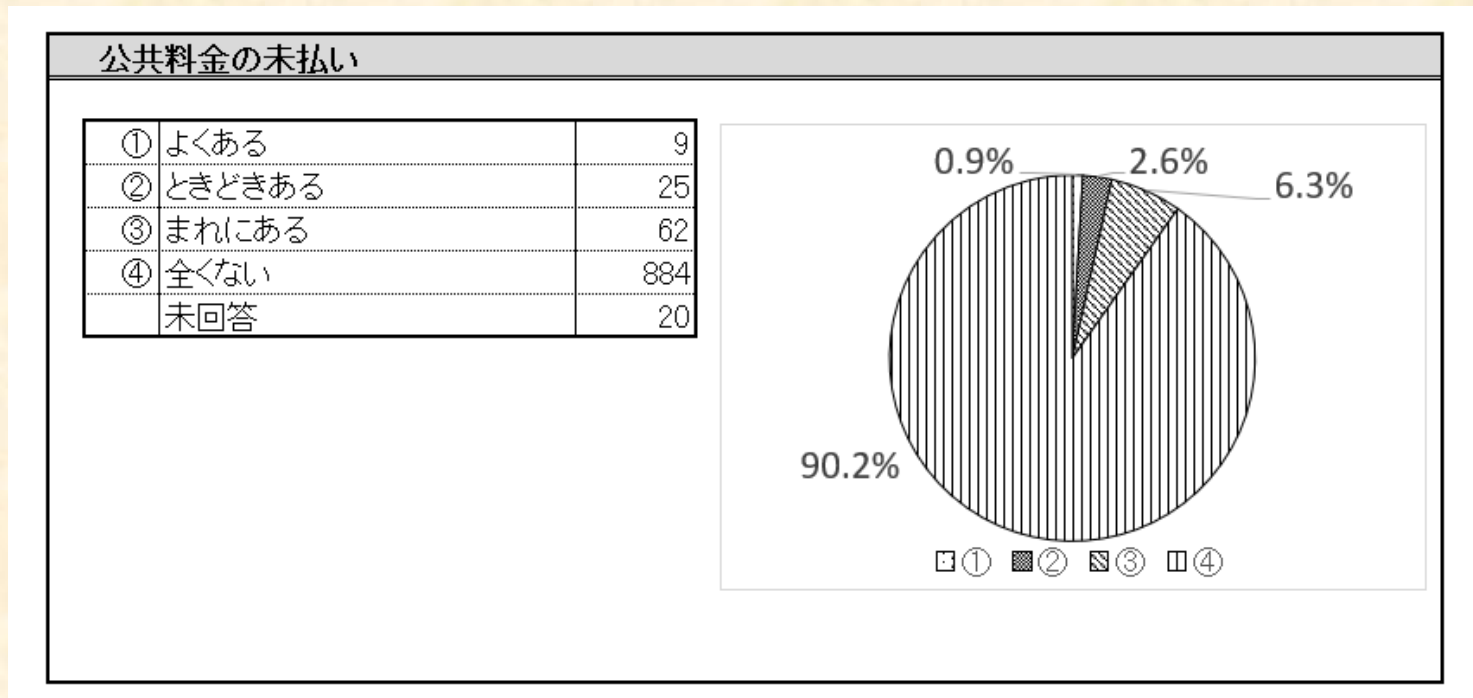
10. 家庭が必要とする食料が買えないことがありましたか。

| | |
|----------|-----|
| ① よくある | 18 |
| ② ときどきある | 60 |
| ③ まれにある | 157 |
| ④ 全くない | 754 |
| 未回答 | 11 |



○よくある・ときどきある・まれにある 235名 (23.8%)

<公共料金の未払いについて> 資料P.8



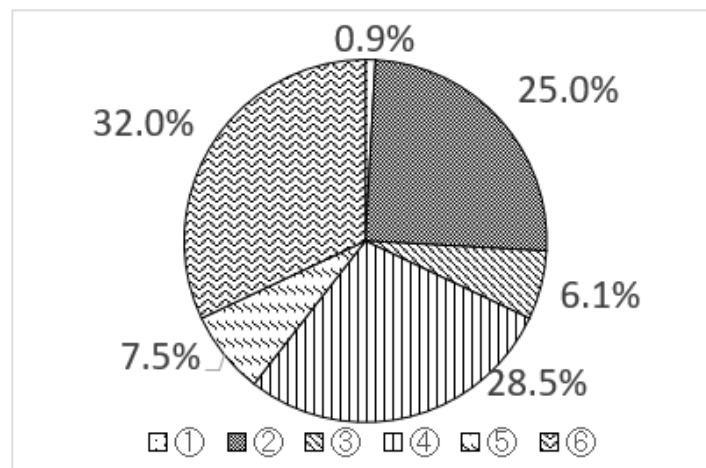
○よくある・ときどきある・まれにある 96名 (9.8%)

【家庭が必要とする食料を買えないことがあるか】
 <よくある、ときどきある、まれにある>

「6. 働き方について」 資料P.15

6. 働き方について

| | |
|-------------------------|----|
| ① 会社役員 | 2 |
| ② 正社員 | 57 |
| ③ 嘱託・契約・派遣 | 14 |
| ④ パート・アルバイト・日雇い・非常勤 | 65 |
| ⑤ 自営業(家族従業者、内職、フリーランス他) | 17 |
| ⑥ 働いていない | 73 |
| 未回答 | 7 |



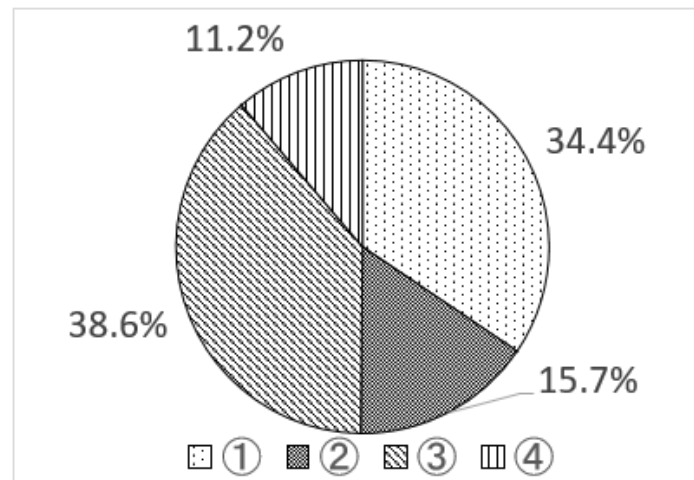
○非正規雇用労働者 169名 (74.1%) ③④⑤⑥

「9. 家計の収支状況について」

資料P.7

9. 家計の収支状況

| | |
|--------------|-----|
| ① 貯蓄ができています | 340 |
| ② 赤字 | 155 |
| ③ 赤字でも黒字でもない | 381 |
| ④ わからない | 111 |
| 未回答 | 13 |

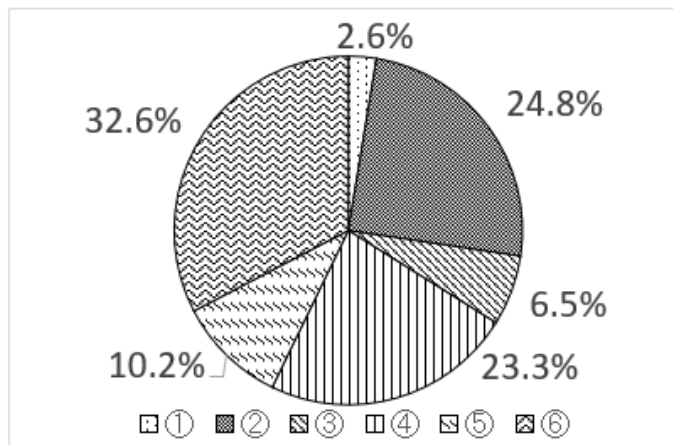


○赤字でも黒字でもない 381名 (38.61%)

「6. 働き方について」 資料P.5

6. 働き方について

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| ① | 会社役員 | 25 |
| ② | 正社員 | 239 |
| ③ | 嘱託・契約・派遣 | 63 |
| ④ | パート・アルバイト・日雇い・非常勤 | 225 |
| ⑤ | 自営業(家族従業者、内職、フリーランス他) | 98 |
| ⑥ | 働いていない | 315 |
| | 未回答 | 35 |



○非正規雇用労働者 701名 (72.6%) ③④⑤⑥

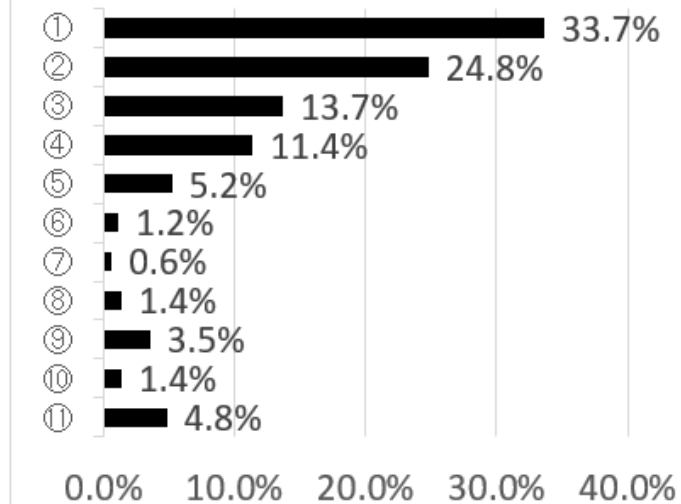
※ひとり親と子ども91世帯中 非正規雇用労働者 59名 (69.4%)

「7. あなたの世帯の主な収入源について（複数回答）」

資料P.6

7. あなたの世帯の主な収入源について(複数回答可)

| | |
|-----------|-----|
| ① 本人の収入 | 472 |
| ② 夫の収入 | 365 |
| ③ 夫婦の年金 | 202 |
| ④ 本人の年金 | 168 |
| ⑤ 夫の年金 | 77 |
| ⑥ 公的扶助 | 17 |
| ⑦ 親からの仕送り | 9 |
| ⑧ 不動産収入 | 20 |
| ⑨ 子どもの収入 | 52 |
| ⑩ 親族からの援助 | 20 |
| ⑪ その他 | 71 |



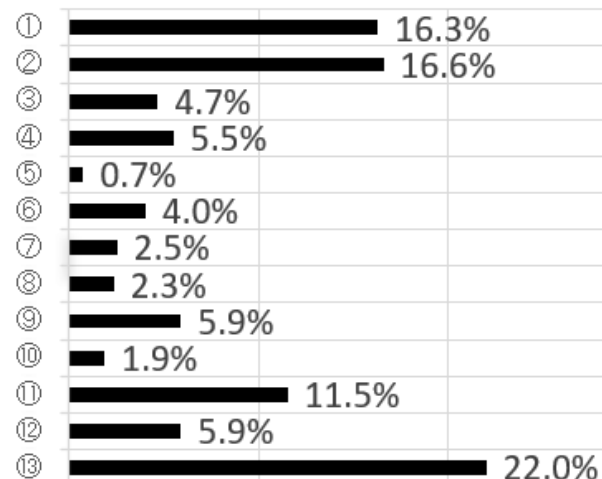
○本人（女性）の収入 472名 夫の収入を上回っている。

「11. あなたの暮らしの課題について（複数回答）」

資料P.8

11. あなたの暮らしの課題について(複数回答可)

| | |
|--------------|-----|
| ① 収入が不安定 | 174 |
| ② 子どもの教育費 | 177 |
| ③ 病気等により働けない | 50 |
| ④ 借金の返済 | 59 |
| ⑤ 交際相手との関係 | 8 |
| ⑥ 夫婦の関係 | 43 |
| ⑦ 離婚 | 27 |
| ⑧ 家庭不和 | 25 |
| ⑨ 男女不平等 | 63 |
| ⑩ 居場所の喪失 | 20 |
| ⑪ 高齢の親の介護 | 123 |
| ⑫ 自然災害による修理 | 63 |
| ⑬ その他 | 235 |



○収入が不安定、子どもの教育費、高齢の親の介護が多い。

「12. その他困っていることについて自由記入」

資料P.19~22

(アンケートへの記載内容を一部抜粋)

- ・一番は収入の不安定です
- ・若い女性の収入が少ないので自立できない
- ・収入が激減して今後の自分たちの老後の生活が心配である
- ・毎月ギリギリの生活費の状態、これからの子どもの教育費が出せるかが不安になる
- ・女性が家事をするという固定概念がまだある
- ・共働きで同じ稼ぎであるが、妻である私の方の家事時間がとても長い
- ・年金生活での将来の不安
- ・子どもの自立（結婚していない40歳の息子と35歳の娘がいます）
- ・子どもが大学に行きたいと言うが、子どもの分の生活費をどうしたらよいかわからない
- ・家庭内でジェンダー平等ができていないので、子どもの将来に影響を与えそう
- ・パートで就業しているものですが103万円の扶養範囲で就業していますが時給が上がっても年間オーバーしてしまうので結局欠勤しないといけない状況

調査結果から見えてきたもの

既に指摘されているように、日本では長く性別役割分業が続き、女性の安定的な働き方が出産・育児・親の介護などで中断することにより再就職が困難であることや、経済的に男性に依存し一時的には貧困が回避されるが、離婚・死別などで再び貧困状態になることもあり、自らの資産形成が難しく、それらを取り巻く社会制度の影響もあり、少子高齢社会が進行する中で、経済的困窮に伴う教育格差や、年金に依存する老後生活の不安に連鎖していることが本調査の結果からも伺われる。

女性の抱える問題は多様化し複雑化しているが、しかし、基本的には女性が個人として経済的自立を図り、経済活動や社会活動に参画する機会が確保されるような社会・労働環境等の整備やジェンダー平等意識の醸成等が重要である。

そのため、困難女性支援法に基づく県の基本計画策定には関係機関が連携し、横断的・総合的な施策の策定が必要であることが、今回の意識調査からも明確になったものと思われる。

おわりに

今回の意識調査結果については、家庭の暮らしに焦点をおいて集計分析を行いました。1,000名の女性たちの実像をより一層把握するため、年代、世帯、職業、働き方等のクロス集計分析を行うなど、深堀をする必要があると思います。

また、福島県国際女性教育振興会としては、今年度の研修会、未来館フェスティバル、NWEFフォーラム2023等で広く提供し、課題解決に向けての意見交換の資料として活用し、ジェンダー平等社会の実現のための活動を行ってまいりたいと思います。

発表の機会をいただきありがとうございます。